

事務連絡  
令和元年10月3日

各都道府県・指定都市・中核市  
子ども・子育て支援新制度担当部局 御中  
各都道府県私学担当部局 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官  
(子ども・子育て支援担当)  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課

幼稚園等における質の向上を伴わない理由のない保育料等の引上げへの対応について

幼児教育行政の推進につきましては、日頃より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

幼稚園等における保育料等の変更については、質の向上を伴わない理由のない引上げはあってはならないことであり、保護者等に対して変更の内容等を説明することが必要であることに加え、学則の変更とその理由の届出を行うこととなっています。

本年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、理由のない保育料等の引上げに該当する可能性のある事例を把握しましたので、その他想定される適当とは思われない例とともに別紙のとおり情報提供します。なお、これらの事例については、該当する施設に対し、所轄庁においては保育料等の引上げの理由の妥当性等について確認し、必要に応じ、指導助言していただくとともに、同様の事例を把握した場合は、文部科学省初等中等教育局幼児教育課まで情報共有していただくようお願いします。

また、例えば、教育内容の充実や教職員の処遇改善、消費税増税分等といった一定の理由が示される場合であっても、保育料以外の利用料等の変更を含め、理由なく、実質的に無償化対象者のみを対象とした引上げとなっていないかなど、特に本年10月からの保育料等の変更については、保育料等の引上げの理由の妥当性等について十分に確認するとともに、必要に応じ、指導助言していただくようお願いします。

## 【別紙】

1. 施設から値上げの理由が示されない、或いは示された理由に具体性が無い場合
  - ・ 保育料等の引上げについて連絡があったが、その理由が示されていない。
  - ・ 保育料等の引上げに関し、職員の処遇改善や配置改善のためという理由が示されているが、その具体的な内容や予定時期等が示されていない。
  - ・ 物価高騰、消費増税への対応という園からの理由と値上げ幅の乖離が著しく、合理的な説明となっていない。
2. 無償化等の対象者のみ費用を引き上げる場合
  - ・ 頂かり保育について、無償化の対象者（施設等利用給付第2・3号認定者）のみ明らかに高額な料金に変更する。
  - ・ 副食費の補足給付事業等の対象となる第3子のみ、理由なく保育料を引上げる。
  - ・ 園が従前から実施していた保育料減免措置等を理由なく廃止する。
3. 料金の見直しにより実質的な値上げとなっている場合
  - ・ 無償化の対象とならない食材料費や通園費等を保育料から切り分けたにも関わらず保育料が据え置かれ、その理由も示されない。
  - ・ 無償化の対象となる保育料は据え置くが、実費徴収としてきた教材費等が理由なく引き上げられる。